

鎌倉市公用車広告デザインガイドライン

令和4年（2022年）2月

1 趣旨

このガイドラインは、鎌倉市が所有する公用車に広告を掲載することについて、鎌倉市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び鎌倉市広告掲載基準（以下「基準」という。）に規定する事項のほか、必要な事項を定めたものとする。

2 広告のデザイン等

車両に掲載できる広告の色彩、意匠その他デザイン等は、要綱、基準及び次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 広告の内容、デザイン等が次の各号のいずれかに該当し、良好な景観又は風致の維持を損なうおそれのあるものは掲載しない。

- ① 会社名、商品名、商品写真（イラスト含む）を著しく繰り返すもの
- ② 彩度6を超える高彩度色、原色、金銀色であるもの（写真や絵、部分的に使用するアクセントカラー、会社名等のロゴタイプで図形として一体的にデザインされた文字列、切り文字は除く）
- ③ 使用する色彩が3色程度にまとめられていないもの（色相、彩度が同じで明度のみが異なる色については1色とみなす）
- ④ 人間の身体の一部（顔、手、足他）を強調するようなもの
- ⑤ 都市景観に対して違和感があり、著しくデザイン性が劣るもの
- ⑥ 意味が不明なもの、公衆に不快感を与えるもの

(2) 広告の内容、デザイン等が次のいずれかに該当し、交通安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- ① 自動車等運転者又は歩行者等の誤解を招くおそれがあるもの
 - ア 過度に鮮やかな模様又は色彩を使用するもの
 - イ 信号機や道路標識等と類似するもの（矢印等）又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ トリック効果を有しているもの
 - エ 蛍光塗料、高輝度反射材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- ② 自動車等運転者又は歩行者等の注意力を散漫にするおそれがあるもの
 - ア 4コマ漫画等ストーリー性があるもの
 - イ 映像表示となっているもの
 - ウ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの
 - エ 広告面に表示されたコピー等が読み取り難い文字、デザインとなっているもの